

## ○東京都市大学教育開発機構規程

### (設置)

第1条 東京都市大学（以下「本学」という。）に、教育開発機構（以下「機構」という。）を置く。

### (目的)

第2条 機構は、本学における教育改革を推進し、教育の質的向上及び発展に資することを目的とする。

### (機構長及び副機構長)

第3条 機構に、機構長及び副機構長を置く。

- 2 機構長は、機構を統括し、機構を代表する。
- 3 機構長は、副学長の中から学長が任命する。ただし、副学長を置いていない場合は、本学専任教授の中から学長が任命する。
- 4 機構長の任期は、機構長に副学長があたる場合を除いて2年とし、再任を妨げない。
- 5 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 副機構長は、本学専任教授の中から学長が任命する。
- 7 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (組織)

第4条 機構に、次の組織（以下「各組織」という。）を置く。

- (1) 数理・データサイエンス教育センター
  - (2) FD推進センター
  - (3) 教育開発室
  - (4) 教育アセスメント室
  - (5) ICT戦略室
  - (6) 教学IRセンター
- 2 各組織の運営にあたり必要な事項は、別に定める。

### (センター長及び室長)

第5条 前条に掲げる各組織に、センター長又は室長（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、本学専任教職員の中から学長が任命する。
- 3 責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(室員)

第6条 各組織に室員を置く。

- 2 前項の室員以外に、機構長の判断により機構全体又は特定の任務に当たる室員を置くことができる。
- 3 室員は、機構長が本学教職員の中から指名する。
- 4 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 機構長は、室員の中から副センター長又は副室長（以下「副責任者」という。）を指名することができる。

(運営会議)

第7条 機構に、教育開発機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、機構長が招集し、議長となる。
- 3 運営会議は、次の者で構成する。
  - (1) 機構長
  - (2) 副機構長
  - (3) 責任者
  - (4) 副責任者
  - (5) 業務若しくは役割に応じて機構長が必要と認める室員
- 4 運営会議は、前項に定める構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席構成員の過半数により決する。
- 5 機構長は、必要に応じて第3項に定める構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(連携)

第8条 機構は、第2条の目的を達成するため、学部学科及びその他の学内組織と緊密な連携を図るものとする。

(所管部署)

第9条 この規程の所管部署は、事務局教育支援部教学支援課とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長会議の議を経て、学長が行う。

付 則（令和2年3月23日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 施行の際に、既に副機構長、室長及び室員として任命・指名されている者で、新たに

特段の任命・指名が無い場合にあつては、第3条第6項、第5条第2項及び第6条第3項による任命・指名があつたものと見なす。

3 付則2に該当する者の任期は、現任期の残任期間（令和2年12月31日まで）とする。

4 施行の際に、新たに副機構長、責任者及び室員として任命・指名される者の任期は、付則3と同一とし、令和2年12月31日までとする。

付 則（令和2年10月12日）

この規程は、令和2年10月1日から適用する。

付 則（令和4年6月6日）

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和4年9月12日）

1 この規程は、令和4年9月1日から適用する。

2 施行の際に、新たに責任者及び室員として任命・指名される者の任期は、令和4年12月31日までとする。